

# 平成 24 年就業構造基本調査 用語の解説（速報集計）

## 個人の基本属性に関する事項

### 1 年齢

平成 24 年 9 月 30 日現在における満年齢である。

### 2 配偶関係

配偶関係は、戸籍上の届出の有無に関係なく、現在、妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

未婚・・・結婚したことがない者

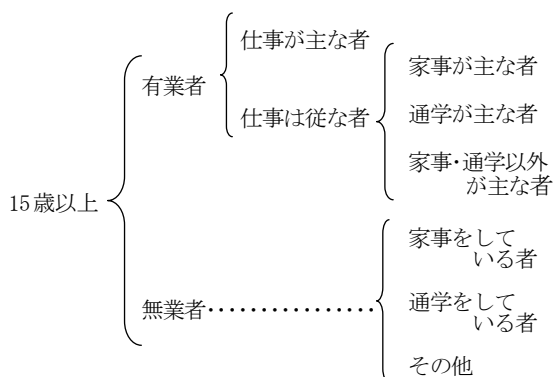
配偶者あり・・・現在、妻又は夫のある者

死別・離別・・・妻又は夫と死別又は離別して、現在独身でいる者

## 就業に関する事項

### 3 就業状態

15 歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分した。



#### <就業状態のとらえ方>

国勢調査や労働力調査が月末 1 週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

**有業者**・・・ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成 24 年 10 月 1 日）以降もしていくことになっている者及び仕事を持っているが現在は休んでいる者

なお、家族の人が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

**無業者**・・・ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

### 4 従業上の地位・雇用形態

有業者を、次のように区分した。

**ア 自営業主**・・・個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

自営業主を、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「内職者」の三つに区分した

(ア) 雇人のある業主・・・自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者

(イ) 雇人のない業主・・・自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営んでいる者

(ウ) 内職者・・・自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

**イ 家族従業者**・・・自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

**ウ 雇用者**・・・会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

**会社などの役員**・・・会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の七つに区分した。なお、「正規の職員・従業員」以外の 6 区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

(ア) 正規の職員・従業員・・・一般職員又は正社員などと呼ばれている者

(イ) パート・・・就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

(ウ) アルバイト・・・就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

(エ) 労働者派遣事業所の派遣社員・・・労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

- ・港湾運送業務，建設業務，警備業務，医療関係の業務
- ・デパートの派遣店員など
- ・民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負，出向

(イ) 契約社員……専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され，雇用期間の定めのある者

(ロ) 嘱託……労働条件や契約期間に関係なく，勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

(ハ) その他……上記以外の呼称の場合

## 5 産業

産業は，就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし，労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については，派遣先の事業所の事業の種類によって定めている。

産業分類は，日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）に基づき，就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを採用している。

## 6 職業

職業は，就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

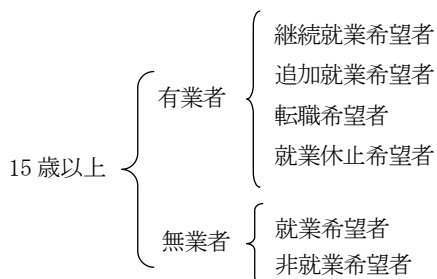
職業分類は，日本標準職業分類（平成 21 年 12 月改訂）に基づき，就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを採用している。

## 7 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事又は現在無業の人が以前に仕事をしていた場合はその仕事。

## 8 就業希望

就業に関する希望により，15 歳以上の者を次のように区分した。



ア 継続就業希望者……現在持っている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち，「追加

就業希望者」に該当しない者

イ 追加就業希望者……現在就いている仕事を続けながら，他の仕事もしたいと思っている者

ウ 転職希望者……現在就いている仕事を辞めて，他の仕事に変わりたいと思っている者

エ 就業休止希望者……現在就いている仕事を辞めようと思っており，もう働く意思のない者

オ 就業希望者……何か収入になる仕事をしたいと思っている者

カ 非就業希望者……仕事をする意思のない者

## 9 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について，実際に仕事を探したり，準備したりしているかどうかによって，「求職者」と「非求職者」とに区分した。

「仕事を探したり，準備したりしている」とは，インターネットの求人・求職サイトや新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募したり，公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり，直接人に頼んで仕事を探してもらっている場合やその結果を待っている場合，また，労働者派遣事業所に登録して仕事があるのを待っている場合や，事業を始めるための資金，資材，設備の調達などの準備をしている場合をいう。

## 東日本大震災の仕事への影響に関する事項

### 10 東日本大震災の仕事への影響の有無

ア 影響があった……ここでいう「影響があった」とは，平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と，それに伴い発生した津波，その後の余震及び福島第一原子力発電所事故により，直接の被害（事業所が地震や津波等により閉鎖した，あるいはその事業所における機材が損壊した，事業所が避難区域等になった等）による仕事への影響があった場合をいう。ただし，計画停電の影響，原子力発電所事故等による風評被害の影響，東日本大震災の発生に伴う，いわゆる自粛ムードの影響，サプライチェーンの寸断など間接的な被害による影響及び単に帰宅や通勤が一時的に困難になったような状況は，仕事への「影響があった」には含まない。

上記に示した直接の被害により仕事への影響があった者について「離職した」，「休職した」，「その他」の 3 つに区分した。

(7) 離職した……仕事を離職した者（事業の廃止を含む）

(4) 休職した……仕事を休職した者（休業したを含む）

(ウ) その他……勤務時間の短縮又は収入の減少など、離職又は休職を除く仕事への影響があった者

イ 影響はなかった……当時仕事についていて東日本大震災の直接の被害を受けなかった者、又は直接の被害を受けたが仕事への影響はなかった者

ウ 当時仕事についていなかった……東日本大震災時に仕事についていなかった者

## 11 避難

ここでいう「避難」とは、東日本大震災の影響で、避難所や親戚・知人宅、仮設住宅などにおける生活を強いられた場合のことである。ただし、単に危険を回避できる場所に一時的に避難した場合及び帰宅困難者が交通機関の回復を待つために待機施設などへ一時的に避難した場合は含まない。

ア 現在も避難している……震災により避難した人で、平成24年10月1日現在も避難している者

イ 震災後に転居した……震災により避難した人で、その後転居し、平成24年10月1日現在は震災前の住居以外に居住している者

ウ 震災前の住居に戻った……震災により避難した人で、平成24年10月1日現在は震災前の住居に居住している者

## 12 震災時の居住地

東日本大震災時に住んでいた場所をいう。